

空き家再生等推進事業

●活用事業タイプ

空き家住宅・空き建築物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図る



【奈良県五條市】

町家を滞在体験型観光施設として活用



【広島県庄原市】

三軒続きの長屋住宅を交流・展示・観光施設として活用

●除却事業タイプ

不良住宅・空き家住宅を除却して、防災性や防犯性を向上させる



【福井県越前町】

老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

空き家再生等推進事業の特徴

1. 「活用事業タイプ」は全国、「除却事業タイプ」は人口減少市町村において実施可能（平成25年度までの措置）
2. 社会資本整備総合交付金の基幹事業
3. 1戸・1棟から事業可能
4. 国費負担割合が1/2
5. 地方公共団体が補助する場合は民間事業も補助対象
6. 空き家等の取得費（用地費は除く）や所有者を特定するための経費も補助対象
7. 「活用事業タイプ」は、空き家住宅だけでなく、空き建築物（廃校舎や空き庁舎等）も対象

空き家再生等推進事業

活用事業タイプ

●対象地域

全国(平成25年度までの措置)

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓空き家・空き建築物を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用 ✓空き家住宅等の取得費(用地費を除く) ✓移転や増改築等に要する費用 ✓空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費								
事業主体	地方公共団体	民間(例)※1※2							
負担割合 (□ が補助対象限度額)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="background-color: yellow;">国費</td><td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1/2</td></tr> <tr><td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td></tr> </table>	国費	1/2	地方公共団体	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="background-color: yellow;">国費</td><td rowspan="3" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1/3</td></tr> <tr><td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td></tr> <tr><td>民間</td></tr> </table>	国費	1/3	地方公共団体	民間
国費	1/2								
地方公共団体									
国費	1/3								
地方公共団体									
民間									

※1 補助対象限度額あり(要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額)

※2 国費は、地方公共団体補助の1/2

■例えば、

空き家となっている古民家を宿泊施設や資料館等に改修して活用したり、廃校舎や空き庁舎などを交流施設等に改修して活用したりするなど、地域のニーズに応じて活用できます。

除却事業タイプ

●対象地域

過疎地域、旧産炭地域等及び過去5年間(H17国勢調査)において人口の減少が認められる市町村※3(平成25年度までの措置)

※3 市町村合併以前の旧市町村の区域を含む

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓不良住宅・空き家の除却等に要する費用※4 ✓不良住宅・空き家の所有者の特定に要する経費									
事業主体	地方公共団体	民間(例)※5								
負担割合 (除却工事費の場合 □ が補助対象限度額)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="background-color: yellow;">国費</td><td rowspan="3" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">2/5</td></tr> <tr><td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td></tr> <tr><td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td></tr> </table>	国費	2/5	地方公共団体	地方公共団体	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="background-color: yellow;">国費</td><td rowspan="3" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">2/5</td></tr> <tr><td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td></tr> <tr><td>民間</td></tr> </table>	国費	2/5	地方公共団体	民間
国費	2/5									
地方公共団体										
地方公共団体										
国費	2/5									
地方公共団体										
民間										

※4 補助対象限度額あり((除却工事費+通損補償費)×0.8)

※5 国費は、地方公共団体補助の1/2

■例えば、

密集市街地において、老朽化して危険な不良住宅や空き家を1戸から除却し、ポケットパークを整備したり、狭隘道路においてすれ違いスペースを確保したりすることができます。

空き家再生等推進事業(活用事業タイプ)

対象地域

- 産炭等地域又は過疎地域
- 全国の区域(平成25年度までの間に限る)

対象施設

本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

事業内容

空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等を行う

補助対象経費

➤ 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用

空き家住宅等を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等

➤ 空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費

空き家住宅等の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

国費負担率

事業主体	地方公共団体	民間(例) ^{※1※2}												
負担割合 (□ が補助対象限度額)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: yellow;">国費</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">}</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	国費	}	1/2	地方公共団体	1/2	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: yellow;">国費</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em;">}</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: lightblue;">地方公共団体</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: white;">民間</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国費	}	1/3	地方公共団体	1/3	民間	1/3
国費	}	1/2												
地方公共団体		1/2												
国費	}	1/3												
地方公共団体		1/3												
民間		1/3												

※1 補助対象限度額あり(要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額)

※2 国費は、地方公共団体補助の1/2

空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)

対象地域

- 産炭等地域又は過疎地域
- 平成17年国勢調査の結果による市町村人口が当該市町村の平成12年の人口に比べ減少している市町村の区域※(平成25年度までの間に限る)

※平成17年の国勢調査の後、市町村合併が行われた市町村にあっては、合併前の旧市町村の区域による

対象施設

- 不良住宅
住宅地区改良法第2条第5項の規定による不良住宅
- 空き家住宅
本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの

補助対象経費

- 不良住宅・空き家住宅の除却等に要する費用
(「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」)※×8/10

※国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費(木造22千円/m²、非木造31千円/m²)に買収費の1/10を加えた額を限度とする

- 不良住宅・空き家住宅の所有者の特定に要する経費
不良住宅等の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

国費負担率

事業主体	地方公共団体	民間(例)※
負担割合 (除却工事費の場合 □が 補助対象 限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	地方公共団体	民間
	2/5	2/5
	2/5	2/5
	1/5	1/5

※国費は、地方公共団体補助の1/2